

行橋市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨にのっとり、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の意見、提案及び情報（以下「意見等」という。）を市政に反映させるとともに、行政運営における公正性及び透明性を確保し、もって市民との協働による市政の実現及び公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的又は重要な施策等の決定の過程において案を広く市民に公表し意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者

(対象事案)

第3条 実施機関は、次に掲げる事案（以下「対象事案」という。）について意思決定を行う場合は、パブリックコメント手続を行うものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の生活に影響を与える条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

(対象事案の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施することを要しない。

- (1) 市民の意見等を聴取する手続が法令又は本市の条例により定められているとき。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認めるとき。
- (3) 実施機関が軽微な変更と認めるとき。
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申書等に沿って実施機関が対象事案について意思決定を行うとき。
- (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。

2 前項の規定により、パブリックコメント手続を実施しないときは、実施機関は、その対象事案の名称、実施しない理由、その他必要事項をホームページ及び市報で公表するものとする。

（案の公表）

第5条 実施機関は、対象事案について意思決定を行う前の適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、市民等の理解に資するため、併せて次に掲げるものを記載した資料を可能な限り公表するものとする。

- (1) 対象事案について意思決定を行う趣旨、目的及び背景
- (2) 対象事案の案の概要
- (3) その他対象事案に関する情報

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第1号に掲げる方法において、公表すべきものが相当量に及ぶ場合は、その概要を公表するとともに、その閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

（予告）

第6条 実施機関は、前条の規定により案を公表する前に、次に掲げる事項を市報ゆくはし及び市のホームページに掲載することにより、パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 名称
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 公表方法

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、1月間を目安として当該実施機関が定める期間、前条の規定により公表した対象事案について、市民の意見等を募集するものとする。

2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法により受けるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 持参

3 第2項の規定による意見等の提出は、様式第1号により行うものとする。

4 実施機関は、第5条第1項の規定による公表の際に、意見等の提出方法、提出期間及び提出先を明らかにするものとする。

(提出された意見等の処理等)

第8条 実施機関は、前条の規定により意見等が提出されたときは、速やかに提出された意見等に対する考え方を取りまとめ、様式第2号により公表するものとする。

2 実施機関は、提出された意見等を考慮して対象事案について意思決定を行うものとし、対象事案について意思決定を行ったときは、速やかに決定した対象事案の内容を公表するものとする。

3 第1項及び第2項の規定による公表においては、行橋市情報公開条例(平成11年行橋市条例第14号)第7条第1項に掲げる情報に該当するものを除く。

4 第1項及び第2項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。

5 実施機関は、対象事案について意思決定を行ったときは、遅滞なくその旨を市報ゆくはしにより周知するものとする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況に関し次に掲げる事項を示した一覧表を作成し、公表するものとする。

- (1) 事案の案件名
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 事案についての意思決定時期
- (4) 事案を所管する部署及びその連絡先

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市長が指定する場所での閲覧
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

パブリックコメント

対象事案の名称	
意見等	
意見等の理由	

私は、次の①～⑤のうち（ ）に該当する者として上記のとおりパブリックコメントを提出します。

- ①市内在住の者
- ②市内に事務所又は事業所を所有する者
- ③市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内の学校に在学する者
- ⑤市に対して納税義務がある者

年 月 日

住所（②～④の該当者は、事務所等の所在地）

事務所等の名称（②～④の該当者のみ）

氏名

様式第2号（第8条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

1 対象事案名

2 意見等募集期間

3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方

お問合せ先